二　対象事業の名称、種類及び規模
　対象事業の名称　那覇空港滑走路増設事業
　対象事業の種類　滑走路の新設を伴う飛行場及び公有水面の埋立て
　対象事業の規模　（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）
　滑走路の長さ二千七百メートル
　（公有水面の埋立て）　約百六十ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
　（滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更）
　沖縄県那覇市字大嶺、沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
　（公有水面の埋立て）
　沖縄県那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
　沖縄県那覇市、浦添市、糸満市及び豊見城市
五　評価書の縦覧の場所、期間及び時間
　縦覧場所
　（法第二十七条の規定に基づく縦覧場所）
　沖縄県那覇市おもろまち二丁目一番一号
　内閣府　沖縄総合事務局　開発建設部　那覇空港プロジェクト室（空港整備課）
　大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号
　国土交通省　大阪航空局　空港部　空港企画調整課
　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号
　沖縄県　行政情報センター
　沖縄県那覇市泉崎一丁目一番一号
　那覇市　企画財務部　企画調整課
　沖縄県浦添市安波茶二丁目一番一号
　浦添市　市民部　環境保全課
　沖縄県糸満市潮崎町一丁目一番地
　糸満市　企画開発部　政策推進課
　沖縄県豊見城市字翁長八百五十四番地一
　豊見城市　企画部　企画調整課
　（その他の縦覧場所）
　沖縄県沖縄市美原一丁目六番三十四号
　沖縄県　中部土木事務所　庶務班
　沖縄県名護市大南一丁目十三番十一号
　沖縄県　北部土木事務所　庶務班
　沖縄県宮古島市平良字西里千百二十五番地
　沖縄県　宮古土木事務所　総務用地班
　沖縄県石垣市字真栄里四百三十八番地一
　沖縄県　八重山土木事務所　総務用地班
縦覧期間　平成二十五年九月二十日から同年十月二十一日まで　午前九時から午後五時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く）

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年９月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 25 年９月 20 日

経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．制定された日本工業規格

重錘形圧力天びんの使用方法及び校正方法	B7616
プラスチック―スクラッチ特性の求め方	K7316
排ガス中のダスト濃度の連続測定方法	Z8852

２．改正された日本工業規格

太陽熱温水器	A4111
太陽蓄熱槽	A4113
体育館用鋼製床下地構成材	A6519
小形渦巻ポンプ	B8313
小形多段遠心ポンプ	B8319
両吸込渦巻ポンプ	B8322
深井戸用水中モータポンプ	B8324
設備排水用水中モータポンプ	B8325
レーザ製品の安全―光ファイバ通信システムの安全	C6803
工場排水試験方法	K0102
ゴム用カーボンブラック―基本特性―第７部：ゴム配合物―多点法窒素比表面積（ＮＳＡ）及び統計的厚さ比表面積（ＳＴＳＡ）の求め方	K6217―７
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―反発弾性率の求め方	K6255
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―接着性の求め方―第１部：布との剝離強さ	K6256―１
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―接着性の求め方―第２部：剛板との90°剝離強さ	K6256―２
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―常温，高温及び低温における圧縮永久ひずみの求め方	K6262
加硫ゴム及び熱可塑性ゴム―汚染性の求め方	K6267
未加硫ゴム―物理特性―第１部：ムーニー粘度計による粘度及びスコーチタイムの求め方	K6300―１
ゴム及びプラスチックホース試験方法―第２部：ホース及びホースアセンブリの耐圧性	K6330―２
鉄鋼用気化性さび止め剤	Z1519
電子化文書の長期保存方法	Z6017

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年９月20日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 25 年９月 20 日

経済産業大臣　茂木　敏充

記

廃止された日本工業規格

重錘形圧力天びん―第３部：使用方法及び使用条件	B7610―３

標準仕様書（ＴＳ）の継続について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成25年９月20日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を継続した。

平成 25 年９月 20 日

経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．ＴＳ名称及び番号

継続されたＴＳ名称及び番号		
ナノテクノロジー―ナノ物体（ナノ粒子，ナノファイバ及びナノプレート）の用語及び定義	ＴＳ	Z0027
励起用レーザ走査による超音波伝搬の映像化方法	ＴＳ	Z0028

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局基準認証ユニット

産業基盤標準化推進室

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成25年９月20日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 25 年９月 20 日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

確認された日本工業規格

鉄道用分岐器のポイント―形状及び寸法	E1305
鉄道信号用リレーの性能試験方法	E3003
鉄道信号保安部品―衝撃試験方法	E3015
鉄道信号保安部品の温度サイクル試験方法	E3020

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省鉄道局技術企画課、各地方運輸局鉄道部及び沖縄総合事務局運輸部においても閲覧に供する。

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、運営体の移行に際しての継続雇用等の要求に関して、平成25年９月25日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年９月 20 日

厚生労働大臣　田村　憲久